

## 鹿 児 島 県 公 報

令和8年4月21日（火）第712号の2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火、金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 1
- 欠格事由に関する診断を行う医師の指定の一部改正（生活安全企画課取扱い） 1
- 銃砲刀剣類所持等取締法に規定する診断を行う医師の指定の一部改正（生活安全企画課取扱い） 1
- 銃砲刀剣類所持等取締法に規定する診断を行う医師の指定の解除（生活安全企画課取扱い） 2
- 銃砲刀剣類所持等取締法に規定する診断を行う医師の指定（生活安全企画課取扱い） 2

## 公 安 委 員 会 告 示

## 鹿児島県公安委員会告示第35号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和8年4月21日

鹿児島県公安委員会委員長 鑑野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P遊moreLTエガブレイブAX4	豊丸産業株式会社	610163
ぱちんこ遊技機	e虚構推理MHJT	株式会社ディ・ライト	610122

## 鹿児島県公安委員会告示第36号

平成17年3月4日鹿児島県公安委員会告示第9号（欠格事由に関する診断を行う医師の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年4月21日

鹿児島県公安委員会委員長 鑑野孝清

表を次のように改める。

医療機関の名称	所在地	医師の氏名	指定年月日
鹿児島県立始良病院	始良市平松6067番地	畑 幸宏	令和8年4月9日
鹿児島県立始良病院	始良市平松6067番地	堀切 靖	令和3年4月22日

## 鹿児島県公安委員会告示第37号

令和6年12月20日鹿児島県公安委員会告示第137号（銃砲刀剣類所持等取締法に規定する診断を行う医師の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年4月21日

鹿児島県公安委員会委員長 鑑野孝清

表中「第8条第3号」を「第11条第3号」に、「田中脳神経外科クリニック」を「田中脳神経外科・頭痛クリニック」に、「鹿児島市山之口町1番30号」を「鹿児島市上之園町25番4号鹿児島甲南スクエア202」に改める。

### 鹿児島県公安委員会告示第38号

銃砲刀剣類所持等取締法に規定する診断を行う医師の指定に関する規則（平成21年鹿児島県公安委員会規則第13号）第2条の規定に基づき指定した医師について、その一部を指定解除したので、同規則第5条の規定により告示する。

令和8年4月21日

鹿児島県公安委員会委員長 鱸野孝清

氏 名	勤務する病院名	病院の所在地	診断の対象者	解除年月日
山畑 良藏	鹿児島県立始良病院	始良市平松6067番地	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第11条第3号に掲げる病気を除く。）にかかっている者並びに同法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者	令和8年3月31日

### 鹿児島県公安委員会告示第39号

銃砲刀剣類所持等取締法に規定する診断を行う医師の指定に関する規則（平成21年鹿児島県公安委員会規則第13号）第2条の規定に基づき次の医師を指定したので、同規則第5条の規定により告示する。

令和8年4月21日

鹿児島県公安委員会委員長 鱸野孝清

氏 名	勤務する病院名	病院の所在地	診断の対象者	指定年月日
畑 幸宏	鹿児島県立始良病院	始良市平松6067番地	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第11条第3号に掲げる病気を除く。）にかかっている者並びに同法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者	令和8年4月21日